

拝復 早春の候、日増しに暖かくなってまいりましたが、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、先に国土交通大臣金子宛に頂いた「**国民の血税を浪費する危険な公共事業・平取ダム建設を止めアイヌ文化と生態系保全・イオル再生事業への転換提起に対する大臣の見解を求める要望書**」について、下記の通り回答いたします。

はじめに、二風谷ダム訴訟の判決では、

- ・国は二風谷ダムの建設によって得られる公共の利益が、これによって失われるアイヌ民族独自の文化享有権などの価値に優越するかどうか判断するために必要な調査を怠り、事業認定を行ったものであるから、認定処分は違法であり、その違法は収用裁決に継承される。
- ・既に二風谷ダムが完成し湛水している現状において、収用裁決を取り消すことは公共の福祉に適合しない。
- ・行政事件訴訟法 31 条 1 項により、原告の本訴請求をいずれも棄却するとともに、収用裁決が違法であることを宣言する。

とされており、二風谷ダムの建設が違法とされているものではありません。

平取ダム堤体建設予定地右岸の露岩については、平成 15 年から 17 年にかけて平取町により設置されたアイヌ文化環境保全対策調査委員会による調査で初めてチノミシリと呼ばれるアイヌの方々の祈りの場であることが判明したことは、これまでにご説明している通りです。

本地点も含め、平取ダムの建設に伴うアイヌ文化の保全対策については、北海道ウタリ協会平取支部の方々、地元自治体の首長、学識経験者等から構成される、「平取ダム地域文化保全対策検討会」において検討していただいているところです。

なお、当該箇所がチノミシリであることが判明したことから、当該箇所で地質調査等を行う場合は、北海道ウタリ協会平取支部に事前に相談し、了解を得た上で実施しております。

今後とも、アイヌ文化の保全については、北海道ウタリ協会平取支部を始めとする関係者の方々と十分に相談しながら進めて参りたいと考えています。

二風谷ダムの堆砂については、昭和 57 年に策定された当初の計画では、ダム計画における一般的な方法である、同一水系や近傍の類似水系に設けられたダムの堆砂実績及び推定式より、その 100 年分にあたる量を推定し、堆砂容量としていましたが、その後、流域で頻発した豪雨等による崩壊地の増加などにより、当初に想定した以上の土砂が流入しているものと考えています。

平成 15 年 8 月の出水や社会情勢等の変化による治水計画及び利水計画の見直しを踏まえたダム計画の変更に合わせて、土砂流出等に関する近年の調査結果なども考慮に入れて、既にご説明している通り、二風谷ダム及び平取ダムの堆砂に関する計画も変更しております。

なお、二風谷ダムは、堆砂により、その治水機能が失われること及び決壊の危険にさらされているということはありません。

さらに、平成 10 年に完成した二風谷ダムの平成 15 年 8 月出水時における洪水調節効果については、土木学会の平成 15 年台風 10 号北海道豪雨災害調査団の報告書においても、下流の災害防止に寄与したと報告されているところです。

平取ダムの安全性については、ダムサイト及びその周辺でボーリング等の地質調査や試験を行い、また、貯水池周辺においても地すべりについて調査・検討を行うなど、十分に注意を払っています。

沙流川水系の治水対策については、学識経験者等からなる沙流川流域委員会での審議、関係住民の方々や北海道知事からの意見を踏まえ、戦後最大洪水である平成15年8月洪水と同規模の洪水流量を目標として、河川改修と併せて二風谷ダム及び平取ダムにより洪水調節等を行うこととした、おおむね20年間の具体的な河川整備の内容を示す沙流川水系河川整備計画を平成19年3月に策定しております。

また、平取ダムについて、地元の平取町ならびに日高町より、毎年、建設促進の要望をいただいているところです。

上で述べた、堆砂量の検討やダム計画等については、北海道開発局室蘭開発建設部のホームページにも掲載しておりますので、改めてご参照いただければ幸いです。

今後とも、地域住民の方々に、沙流川総合開発事業についてより一層理解していただけるよう、引き続き、必要な説明責任を果たし、地域の皆様の安全・安心を目指していく所存であります。何卒、治水事業へのご理解・ご協力をお願い申し上げます。

敬具

平成21年3月末日

国土交通省 北海道開発局

室蘭開発建設部 治水課長

沙流川ダム建設事業所長

二風谷ダム管理所長